

防府市木造住宅耐震診断事業実施要領

平成24年4月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、生活の基盤である住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するための住宅・建築物の耐震化促進事業のうち、木造住宅耐震診断事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。

(1) 木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。

(2) 耐震診断

（財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づく、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震診断員

木造住宅の耐震診断に関して十分な知識及び経験を有する者として、山口県又は建築関係公益法人等が実施する、無料耐震診断員派遣方式の実施に係る講習会を受講し、県が作成する「山口県無料耐震診断員派遣方式 診断員名簿」に登録されている、建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士をいう。

(業務委託)

第3条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

（建築時期の確認）

第4条 この事業の木造住宅について、次のいずれかにより建築時期の確認を行うものとする。

- （1） 建築確認済証
- （2） 登記事項証明書
- （3） 固定資産税の課税証明書
- （4） 課税台帳（所有者の同意書がある場合）
- （5） その他妥当と思われる方法

（耐震診断）

第5条 市長は、木造住宅の耐震診断を実施するにあたり、耐震診断員を派遣する。

（診断の申込み）

第6条 この事業の対象となる者（以下「申込者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者とし、同一年度内に申込みできる住宅の棟数は、申込者1名につき1棟までとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- （1） 当該住宅の所有者、所有者の配偶者又は二親等以内の親族
- （2） 市税の滞納がない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員でない者

2 申込者は、木造住宅耐震診断申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（耐震診断員の派遣の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、耐震診断員選定後に、その旨を申込者に防府市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（第2号様式）で通知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、耐震診断員を派遣しないこ

とを決定したときは、その理由を付して申込者に防府市木造住宅耐震診断員を派遣しない旨の通知書（第3号様式）で通知しなければならない。

（耐震診断員の派遣）

第8条 市長は、第7条第1項の規定による決定をする場合は、速やかに業務受託者に対し耐震診断員の派遣の要請を行うものとする。

2 業務受託者は、前項の規定により派遣の要請を受けた場合は、遅滞なく耐震診断員を選定し、市長に報告しなければならない。

3 市長は、選定された耐震診断員の防府市木造住宅耐震診断員証（第4号様式）を発行し、業務受託者に交付しなければならない。

4 業務受託者は、耐震診断を実施する際には、派遣する耐震診断員に申込者と派遣日等の調整をさせなければならない。

5 業務受託者は、派遣する耐震診断員に防府市木造住宅耐震診断員証を携帯させ、申込者の求めに応じて提示させるものとする。

（耐震診断員の業務内容）

第9条 耐震診断員に実施させる業務は、下記のとおりとする。

（1）耐震診断の実施及び報告書の作成等

（2）耐震補強計画提案書の作成等（耐震診断の結果、評点が1.0未満の場合）

（説明義務及び守秘義務）

第10条 耐震診断員は、業務の内容に関して申込者から説明を求められたときは、誠実に対応しなければならない。

2 耐震診断員は、業務上知り得た事項を関係者以外に漏らしてはならない。

（耐震診断の取り止め）

第11条 申込者は、事情により耐震診断を取り止めるときは、速やかに防府市木造住宅耐震診断士派遣辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（耐震診断員の派遣の取り消し）

第12条 市長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められるとき

は、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為によって診断員派遣の通知を受けたとき

(2) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき
(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

木造住宅耐震診断申込書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申込者 住 所
氏 名

自己が所有する下記の木造住宅について、耐震診断の実施を申し込みます。

※太線枠内に必要事項を記入してください。

住宅所在地	〒
連 絡 先	〒 電話番号
連絡時間帯	何時でも良い 平日(時 ~ 時) 休日(時 ~ 時)
診断希望日	曜日希望なし 月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜 日曜

住宅に関する事項

1 建築年月	明治期 大正期 昭和 年 月
2 階数	平屋建 2階建 3階建
3 延床面積	約 m ² (坪)
4 建築図面の有無	有 無
5 建物の中に住宅以外の用途 が含まれていますか？※注) (含まれていればその部分の床面積)	含まない 含む(m ²) 用途 注)住宅以外の用途とは、店舗・事務所・工場・倉庫・納屋等を指します。
6 建物の揺れ、傷み等特に気になっている部分、心配な点等があれば記入してください。	
7 リフォーム(改築)等を検討していますか？	改築予定がある 検討している 考えていない
8 所有者と申込者の関係	☐ 本人 ☐ その他(:所有者の同意を得た)
9 課税台帳調査同意書	申込みにあたり防府市木造住宅耐震診断事業実施要領に定める対象建築物であることを確認するため、課税台帳の照合を行うことに同意します。 (宛先)防府市長 所有者氏名
10 右の事項を確認、誓約したもののについては、 ☐ を入れること	☐ 現地調査時において住宅内部の写真を撮影することに承諾します。 ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある個人及び団体ではありません。また今後においても関係を持つ意思はありません。

※申込みにあたっての注意事項

- ・建築年月日等が確認できない場合は、上記の課税台帳調査同意書に署名が必要です。
- ・診断には申込者の立会いが必要です。
- ・この耐震診断は、目視によるもので破壊検査等はいりません。
- ・市税の滞納がないことの証明書を添付してください。

防府市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで申込みのありました、木造住宅耐震診断について、審査の結果、適合と認められますので、防府市木造住宅耐震診断事業実施要領第7条第1項の規定により通知します。

記

住宅所在地

防府市

※耐震診断の実施日時については、後日、防府市が耐震診断業務を委託する耐震診断員から連絡がありますので、協議し決定してください。

耐震診断員	
連絡先 (電話番号)	

※診断事業を取り止めようとする時は市長に届けなければなりません。

防府市木造住宅耐震診断員を派遣しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

防府市長 印

年 月 日付けで申込みのありました、木造住宅耐震診断について、審査の結果、不適合と認められますので、防府市木造住宅耐震診断事業実施要領第7条第2項の規定により通知します。

記

住宅所在地

防府市

※耐震診断員を派遣しない理由

理由	
----	--

防府市木造住宅耐震診断員証

氏 名	
勤務先	

上記の者は、防府市木造住宅耐震診断員として派遣されています。

年 月 日

防府市長 印

【有効期限： 年 月 日まで】

防府市木造住宅耐震診断員派遣辞退届出書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申込者 住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付け 第 号で決定のあった、木造住宅耐震診断について、取り止めたいので、防府市木造住宅耐震診断事業実施要領第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

住宅所在地

防府市

取り止めの理由